

幸田町介護予防日常生活支援総合事業

デイサービス燈いろ 運営規程(介護保険法に基づく第一号通所事業)

(事業の目的)

第1条 有限会社大成が開設するデイサービス燈いろ(以下「事業所」という。)が行う指定介護保険法に基づく第一号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護保険法に基づく第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護保険法に基づく第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス燈いろ
- ② 所在地 額田郡幸田町大字野場字常口 47 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務1名、同一敷地内事業所管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(指定介護保険法に基づく第一号通所事業の利用定員)

第6条 指定介護保険法に基づく第一号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 20名(通常規模)

(指定介護保険法に基づく第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定介護保険法に基づく第一号通所事業の内容は次のとおりとし、指定介護保険法に基づく第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、幸田町の定める額とし、指定介護保険法に基づく第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ レクリエーション
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック

⑤ 送迎

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護保険法に基づく第一号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 20円徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用に関しては、徴収致しません。
- 4 食費は、864円(昼食688円、おやつ代154円)を徴収する。
- 5 おむつ代は、テープ止めオムツ151円/枚、パンツタイプ127円/枚、尿取パッド36円/枚とする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 特別行事費等として行事に係る相当な費用。
- 8 キャンセル料として、当日午前9時00分までに連絡なく休みとなった場合。当日迎えに行った場合でご利用者の都合により利用キャンセルとなった場合、食事代842円を負担して頂きます。但し、ご利用者の容態の急変や、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、幸田町(全域)、岡崎市(中島町・中島西町・中島中町・中島東町・正名町・定国町・柱曙町・針崎町・福岡町・上地町)、西尾市(八ツ面町・寄住町・熊味町・徳次町・今川町・寄近町・和気町・大和田町・高河原町・江原町・岡島町・尾花町・上永良町・下永良町・室町・下羽角町・貝吹町・つくしが丘・竹山町・駒場町・家武町・平原町・丁田町)、蒲郡市(西迫町・鹿島町・竹谷町・神ノ郷町・中央本町・蒲郡町・本町・八百富町・捨石町・一色町・金平町・形原町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ④ 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が必要と認めたものは、持参するようにすること。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後三カ月以内
 - ② 継続研修 年四回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社大成と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①施設(事業所)は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができるも

のとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

②施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。

③施設(事業所)において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情・ハラスメントに関する事項)

第14条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

(2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを(年1回以上)実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(感染対策に関する事項)

第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続(BCP)に関する事項)

第17条

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(認知症介護に係る基礎的な研修に関する事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。(1)採用時研修 採用後三ヵ月以内 (2)継続研修 年1回

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。